

## 外国人観光客受入環境整備促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、宮城県を訪れる外国人観光客の快適な旅行環境の整備を促進するため、外国人観光客受入環境整備に要する経費について、宮城県内の宿泊施設、知事が特に認める観光集客施設の事業者、民間交通事業者及び免税店制度活用事業者等に対して、予算の範囲内で外国人観光客受入環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その補助金の交付には、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）及び補助事業者は別表1に掲げる施設等及び事業者とし、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2に掲げる事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて予算の範囲内において交付するものとする。

### (補助率等)

第4条 補助事業ごとの補助率及び補助上限額は、別表3に掲げる率及び額とする。

### (交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が定める日とする。

2 前項の申請に当たり、補助対象経費を算出する際に、補助対象施設等が複数ある場合は、合算を可とする。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) (法人の場合) 登記簿謄本（現在事項全部証明書）

(個人の場合) 住民票抄本

(団体の場合) 団体の定款、規則、規約、構成員名簿等（名称及び主たる事務所の所在地に関する定めがあり、代表者の住所・名前及び印章の押印あるもの）の写し及び団体の活動実績が確認できる書類並びに代表者

の住民票抄本又は代表法人の登記簿謄本

- (3) 交付申請施設が、補助対象施設等に該当することが確認できる書類
  - (4) 補助対象経費が確認できる書類
  - (5) 補助対象財産の位置を図示した図面及び写真
  - (6) 県税の納税証明書
  - (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
  - (8) その他知事が必要と認める書類
- 4 申請者は、第1項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請ができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者
  - (3) 過去に補助金の交付を受けたことがある者。ただし、次の場合を除く。
    - イ 平成28年度までに無料公衆無線LAN整備の補助金の交付を受けた者が、新たに外国語表示等の整備を行おうとするとき。
    - ロ 本事業の補助金の交付を受けた民間交通事業者が、補助対象となった路線を維持した上で、補助対象となる路線を新設したとき。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは、規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

2 知事は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知する。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 前3号に掲げるものの他、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことがある。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による報告は、様式第6号によるものとし、必要に応じて別途知事が指示するところにより提出するものとする。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでに、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは知事に協議し、承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第7号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 規則21条第1項第2号に規定する知事が定めるものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 5 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該事業者に対してその収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告は、様式第8号に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 補助事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し等）及び写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに行うものとする。
- 3 補助事業者は、第5条第4項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。その交付に係る請求書の様式は、様式第10号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に関わる経理)

第13条 補助事業者は、補助金に関わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(他事業との併用の制限)

第14条 本事業の交付決定を受けた後に、県等で実施する他の外国人観光客受入環境整備促進に関する補助事業の交付決定を受けた者は、様式第5号により知事に申請し、廃止の承認を受けなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、外国人観光客受入環境整備促進事業補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月19日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第3条関係）

<p>補助対象施設等及び補助事業者</p>	<p><b>【無線LAN機器・外国語表示等整備】</b></p> <p>1 宿泊施設 宮城県内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っているホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業の用に供する施設</p> <p>2 知事が特に認める集客力の高い観光集客施設</p> <p>3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般旅客自動車運送事業に使用する車両（乗車定員11人以上の車両に限る） 民間交通事業者が一定期間以上、仙台空港を発着とする路線を定めて定期に運行するものであって、2つ以上の異なる市町村に所在する県内観光地に停車して運行するもの又は県内観光地に停車し他県まで運行するものに限る。</p> <p>※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除く。</p> <p><b>【免税手続一括カウンター設置・免税店制度活用事業者】</b></p> <p>1 手続委託型消費税免税店制度により、免税手続一括カウンターを導入する商店街振興組合、事業協同組合、テナント会等商業団体、観光関係団体</p> <p>2 一般型消費税免税店制度により、免税店販売手続きを行うための設備の整備（カウンター設置、必要な機器の導入等）を行う事業者（商業等の事業を行う法人及び個人、ただし複数都道府県に店舗展開する大型チェーン店を除く）</p> <p>3 その他知事が特に認める事業者</p> <p>※ ただし、仙台市の区域で実施される事業を除く。</p>
-----------------------	--

別表2（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費
<p>1 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）整備</p>	<p>無線LAN利用が可能な端末（PC／タブレット／スマートフォン等）が全て接続でき、施設等の利用者が無料で使用できること。</p> <p>※ただし、施設の従業員のみが使用する場所を除く。</p> <p>(1) 機器購入費</p> <p>イ 無線LAN（親機）購入費</p> <p>ロ その他無線LAN設置に必要と認められる機器購入費</p> <p>※レンタル機器の賃貸料は、対象外とする。</p> <p>(2) 設置工事費</p> <p>イ 電源設置工事費</p> <p>ロ 配線工事費</p> <p>ハ その他無線LAN設置に必要と認められる工事費</p> <p>※レンタル機器設置に係る工事費は、対象外とする。</p>
<p>2 外国語表示等の整備</p>	<p>(1) 案内表示の作製及び設置に要する経費</p> <p>(2) 既設案内表示の盤面張替又は追加に要する経費</p> <p>(3) パンフレット、マップの作成に要する経費</p> <p>※ 既存の外国語パンフレット・マップの改訂及び増刷に要する経費は対象外とする。</p> <p>(4) ホームページの整備に要する経費</p> <p>※ 補助対象施設等の設置主体又は運営主体が運営するホームページであって、補助対象施設等の情報発信を目的としたものであること。</p> <p>(5) 外国語音声案内ツールの整備に要する経費</p> <p>音声翻訳アプリケーション等ソフトウェアを活用するためのタブレット機器の購入費等</p> <p>※ タブレットについては、観光施設、宿泊施設及び車両の内部での案内サービスにおいて、従業員が補助的に使用することを目的としたタブレットであること。</p>
<p>3 免税手続一括カウンター整備、免税店制度活用</p>	<p>(1) 手続委託型消費税免税店の場合</p> <p>商店街等において免税手続一括カウンターを導入するために必要な経費（工事費、備品購入費等）</p> <p>(2) 一般型消費税免税店の場合</p> <p>免税店となるために必要な経費（カウンター・看板等の設置、必要な機器の導入等）</p>

別表3（第4条関係）

補助率及び補助上限額	<p><b>【無線LAN機器・外国語表示等整備】</b></p> <p>補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、1事業者当たり100万円を補助上限額とする。</p> <p>ただし、別表1の3については、2つ以上の異なる市町村に所在する県内観光地に停車して運行するものは200万円を上限とし、県内観光地に停車し他県まで運行するものは350万円を上限とする。</p> <p><b>【免税手続一括カウンター設置・免税店制度活用事業者】</b></p> <p>補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、手続委託型消費税免税店の場合は300万円、一般型消費税免税店の場合は50万円を補助上限額とする。</p> <p>※ 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p>
------------	---